

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年9月11日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年10月3日から同年10月23日まで縦覧に供する。

平成20年9月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市屋島仲池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 丸山地区	高松市産業部土地改良課
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 牛田池地区	高松市産業部土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 荒谷地区	高松市産業部土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 護神上池地区	高松市産業部土地改良課